
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 財務諸表作成者に対するアウトリーチの結果の概要

本資料の目的

1. 第 122 回専門委員会(2017 年 11 月 21 日開催)及び第 374 回企業会計基準委員会(2017 年 12 月 5 日開催)において、金融商品に関する公正価値測定に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準と整合を図ることの必要性について予備的な分析を行った。当該分析の中で、次の作業を行うこととされた。
 - (1) 金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合における適用上のコスト及び経営管理への影響の把握
 - 作成者に対するアウトリーチを実施し、IFRS 第 13 号を適用する場合に生じると考えられる影響を確認する。
 - (2) 金融商品のレベル別開示に関する詳細な開示の作成コストの把握
 - 作成者に対するアウトリーチにより、レベル別開示の個々の項目に対する作成負荷を確認する。
2. 本資料は、金融商品に関する公正価値測定に関するガイダンス及び開示について、財務諸表作成者に対して実施したアウトリーチの結果の概要を紹介することを目的としている。

アウトリーチの概要

3. 事務局では、第 1 項に記載した金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合における適用上のコスト及び経営管理への影響、並びに、金融商品のレベル別開示に関する詳細な開示の作成コストを把握するため、公正価値で測定される金融商品を多く保有する財務諸表作成者である金融機関（銀行、証券会社、保険会社）29 社（当該金融機関には、IFRS 又は米国会計基準を適用している企業も含まれる。）に対して、財務諸表作成者に対するアウトリーチの質問項目（具体的な内容は別紙を参照のこと。）をもとに、書面又は個別面談によりアウトリーチを実施し、質問項目の回答は、書面又は口頭にて入手した。

次項以降、それぞれの質問項目に対する回答結果の概要を記載する¹。なお、回答

¹ なお、当該概要については、必ずしも回答者が回答した質問番号の箇所に記載しておらず、便宜的に記載箇所を変えている部分がある。

結果は、集約または分割し、銀行、証券、保険会社の別に回答者を付記している。

- (質問 1) 金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合の影響
- (質問 2) 金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合の追加的な負担
- (質問 3) 金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合の経営管理への影響
- (質問 4) 貸借対照表上時価評価されている金融商品のレベルごとの公正価値の残高開示に対する追加的な負担
- (質問 5) 貸借対照表上時価評価されている金融商品のレベル 3 の公正価値測定に関する開示に対する追加的な負担
- (質問 6) 貸借対照表上時価評価されていない金融商品のレベルごとの公正価値の残高開示に対する追加的な負担
- (質問 7) IFRS 第 9 号を採用することによる影響
- (質問 8) その他

アウトリーチ結果の概要

質問 1：金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合の影響

(時価が異なる可能性があると考えられる金融商品)

株式

- 4. その他有価証券に区分される上場株式について、期末前 1 か月の市場価格の平均（以下「月中平均」という。）を用いているため、時価が従来と異なる可能性がある。（銀行、保険）
- 5. 外貨建その他有価証券について、減損基準に使用する為替相場について月中平均を参照し算出している会社もあり、その場合、減損基準に使用する為替相場に差異が生じる可能性がある。（保険）

債券²

6. 現行は仲値を用いているため、出口価格を重視し、買気配等を用いた場合には、時価が異なる可能性がある。(銀行)
7. 市場参加者の観点を重視し、観察可能な入力数値の利用を最大限にすることにより、取引実勢はあるが市場流動性が低く、現在はモデルで評価している金融商品について、市場価格で評価することや適切なリスク調整等が必要とされる場合には、時価が異なる可能性がある。(銀行)
8. 現在、ブローカー等の第三者が提供する価格を公正価値として使用している場合であっても、当該時価が IFRS 第 13 号の公正価値の定義を満たしているか検討した結果、当該時価を公正価値として使用できなくなる可能性がある。(銀行、保険)

デリバティブ

9. 非上場デリバティブについて、日本基準では、重要性があると認められる場合を除き、取引相手先の信用リスクに対する調整 (Credit Valuation Adjustments、以下「CVA」という。) 及び企業自身の信用リスクに対する調整 (Debt Valuation Adjustments、以下「DVA」という。) を考慮しないことが認められているが、IFRS 第 13 号によりこれらを考慮する場合には、時価が異なる可能性がある。(銀行、保険)

(IFRS または米国会計基準により財務諸表を作成する際、日本基準における時価を修正したもの)

10. 日本基準で時価評価されない金融商品を新規に時価評価する以外には、重要な時価の修正はないと考えられる。(証券)

質問 2 : 金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合の追加的な負担

(入力数値に係るデータの入手又は整備)

11. 時価評価モデルへの入力数値に係るデータを変更する場合には、データ取得のための追加的な費用が発生する可能性がある。(銀行)
12. 非上場デリバティブについて、現在は、ヒストリカルのデフォルト確率 (以下「PD」という。) を利用して CVA を計測しており、市場データから作成した PD の利用を要する場合、データ収集等の新たなプロセスを整備する必要があるが、日本企業の個

² 本資料では仕組債等を含む。

別 CDS 銘柄は少なく、流動性も低いため作成が困難となる可能性があると考えられる。(銀行)

(評価技法の変更に伴うシステム構築)

13. 時価算定対象の金融商品については、月次、日次で管理している商品があり、時価算定方法を変更する場合には、システム構築等の影響が想定される。(銀行)
14. 債券等の時価として買気配等を使用することとなる場合には、データ数の大幅な追加への対応も含め、システム変更が想定される。(銀行)
15. 非上場デリバティブについて、市場参加者の観点を考慮した時価算定にあたって、OIS (Overnight Index Swap) レート、スマイルカーブ、ベーシススプレッド等を考慮したシステムの構築が想定される。(銀行)
16. 財務会計のみならず自己資本比率規制においても、CVA/DVA の管理水準は簡易的なものから高度なものまで考え得るが、相応規模のシステム投資、ロジックや社内管理体制の構築が必要となる可能性がある。(銀行)

(部署間の連携を含む決算プロセスの変更)

17. 公正価値測定に関する国際的な会計基準には、商品ごとの詳細なガイダンスがなく、実務における商品ごとに規定した評価方針を策定するために相応の判断及び文書改訂作業の負荷が生じると考えられる。(銀行、証券)
18. ブローカーが提供する価格の検証については、当該価格の適切性の判断基準の策定、検証手法やプロセスの整備、必要なデータの入手、決算プロセスの変更等に伴う追加負担が生じる可能性がある。また、現行の日本基準でブローカーが提供する価格を使用する金融商品が自社の評価技法による評価が困難なものが中心となる際には、ブローカーが提供する価格が公正価値の定義を満たさない場合の代替評価手法の構築が困難となる可能性がある。(銀行、保険)
19. 現在の日本では市場データを用いた CVA/DVA の評価が浸透しておらず、日本基準でも CVA/DVA に関して CDS 市場等のデータを用いる必要が生じた場合、現行の実務運用に影響を及ぼす可能性がある。(銀行)

質問 3：金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合の経営管理への影響

(経営行動、経営管理手法、資本規制への影響)

株式

20. その他有価証券に区分される上場株式における月中平均が使用できない場合には、有価証券の時価変動に伴う純資産のボラティリティが高まり、期中において予測が困難になる。また、有価証券の時価が下落し減損基準の近辺にある場合、期末日まで減損の要否が確定せず、経営管理に影響がある可能性がある。(銀行)
21. その他有価証券（特に上場株式）の時価として月中平均の使用や、減損基準として期末日前1か月の平均為替相場の使用が認められなく場合には、財務数値に与える影響の変動が大きく、投資行動等の経営に与える影響は大きくなる可能性があると考えられる。(保険)
22. 「その他有価証券評価差額金」は、銀行の自己資本比率規制に関する国際統一基準では、普通株式等 Tier1 資本の基礎項目の額に算入されるため、測定日時点の価格で評価する必要が生じた場合、銀行の自己資本比率規制に影響する可能性がある。(銀行)

その他

23. 公正価値測定における入力数値の優先順位を重視する場合には、市場リスク管理の実務運用にも影響する可能性がある。(銀行)
24. 時価算定手法が見直された場合、ヘッジ手段及びヘッジ対象の両者の時価が変わる可能性があり、ヘッジの管理手法の見直しが必要となる。(銀行)
25. 非上場デリバティブやブローカー等の第三者が提供する価格を用いる金融商品について、追加的負担等を踏まえると、投資行動等に影響を及ぼす可能性がある。(保険)
26. CVA/DVA の算定は、自己資本比率規制への対応にも影響があると考えられる。(銀行)

質問 4：貸借対照表上時価評価されている金融商品のレベルごとの公正価値の残高開示に対する追加的な負担

(市場が活発か否かの評価に関する追加的な負担)

27. 日本基準では商品ごとに評価方法に関して明示的なガイダンスが示されているが、国際的な会計基準では主要な市場かどうか等の判断が必要となるため、判断の行使について相応の負荷がある可能性がある。(銀行、証券)
28. 活発な市場か否かの評価に関する判断基準を設定するにあたっては、一般に、取引の年限(満期)や発行からの経過年数により、市場の活発性は異なるため、銘柄や回号単位等の細かな粒度での検討が必要となる可能性があり、企業に多くの判断が求められ、対応には追加負担が発生する可能性があると考えられる。(銀行、保険)
29. ブローカーから時価を取得するような店頭取引の債券について、取引量の十分性の評価が困難となる可能性があると考えられる。(銀行)

(観察可能でない入力数値が重要か否かに関する追加的な負担)

30. モデルに使用している入力数値の内容を識別することは可能であるが、重要性判定を行う時期、頻度によっては、当該判定にかかる負担が大きくなる可能性がある。(銀行)
31. 日本基準における「合理的に算定した価額」が国際的な会計基準におけるレベル2又は3のいずれに該当するかを検証するには相応の負担がかかると考えられ、この点、実務を確立すれば継続的なコストは大きくないが、適用初年度の移行コストは相応に高いと考えられる。(証券)

(その他：プロセス及びシステム対応に関する追加的な負担)

32. レベル区分導入時には社内規程の見直し、レベル別残高を管理するための新たなシステム構築、部署間の連携方法の見直し等が必要となると考えられる。

導入後は、各決算期末にレベル判定の事務負担が増加することが見込まれる。レベル判定は決算期末後の作業となり、特にブローカー等の第三者が提供する価格を用いる海外の金融商品については、国内以上に時間を要することが予想される。(銀行、保険)

33. 適用初年度に、システム対応も含め相応の負荷がかかることが予想される。例えば、レベル3の公正価値測定に該当するかの判断には、用いられる入力数値の観察可能性や全体の公正価値測定に対する重要性の判断が必要となるため、重要性を判定するためのシステムの構築等が必要となる。(証券)

34. 現行の科目別の簿価と時価の管理及び開示に加えて、レベルごとの管理及び開示も必要となり、追加のシステム開発又は改修及び業務量の増加が想定される。(銀行)

質問 5：貸借対照表上時価評価されている金融商品のレベル 3 の公正価値測定に関する開示に対する追加的な負担

(全般)

35. レベル 3 に相当する金融商品の金額は限定的であると考えられるが、資料作成作業の増加が見込まれる。例えば、評価技法や観察不能な入力数値の見積りの範囲等の分析の前提を決算期毎に確認・整備する作業が求められるほか、その算出には評価技法のシステム構築やスプレッドシートによる手作業等が必要になると考えられる。(銀行、保険)
36. 特に「期首残高から期末残高への調整表」、「重大な観測可能でない入力数値に関する定量的情報」及び「観測可能でない入力数値の代替可能な仮定を変更した場合の変更の影響(定量的な感応度分析)」等の負担が大きいと考えられる。(銀行、証券)

(レベル 3 の公正価値測定に関する開示(定量的情報)に関する追加的な負担)

重大な観測可能でない入力数値に関する定量的情報

37. 期末日におけるレベル判定後に作成するものであり、また連結ベースで情報を収集するため、どのようなレベルで集約して開示するかによるが、入力数値に関する定量的情報の作成には相応の時間が必要となる可能性があると考えられる。(銀行、証券)

期首残高から期末残高への調整表

38. 残高に比して、詳細な開示が求められており、集計作業にコストがかかると考えられる。また、期末日におけるレベル判定の後に作成が必要になることから、作成負担が大きい。(銀行、証券)
39. 期首からのフローに関する情報を入手する必要があるため、レベルの変遷履歴保持のためのシステム開発等も必要となる可能性があり、負荷が大きいと考えられる。(銀行)
40. 調整表に含まれる連結子会社の取引データを収集することが必要となり、負荷が増大すると考えられる。(保険)

定量的な感応度分析

41. リスク部署と協議の上、新規の決算フロー構築並びにリスク管理方法の見直しやシステム改修が必要であり、実務負担が重い可能性があると考えられる。また、期末日におけるレベル判定の後に、レベル3の商品に対して定量的な感応度分析を実施することとなるため負荷が高いと考えられる。(銀行、証券)
42. レベル3の資産は自社で時価算定できない商品が多く、定量的な感応度分析が困難となる場合が考えられる。(銀行)

質問6：貸借対照表上時価評価されていない金融商品のレベルごとの公正価値の残高開示に対する追加的な負担

(プロセスに対する追加的な負担)

43. 時価算定ロジックの検討やレベル判定を含め、時価算定手続等の再整備及び運用が必要と考えられる。特に、貸出金については、信用リスクに関する評価技法等を構築する必要があると考えられる。(銀行、証券)
44. 現行の日本基準において貸借対照表上時価評価されていない金融商品については、レベル3の詳細な開示は求められないが、レベル別残高及び評価技法と入力数値の説明は求められることから、質問4に対する回答と同様、追加負担が発生する可能性がある。例えば、貸付金等の注記における時価の算定に際しては、現行では、内部信用格付を使用する実務となっているが、IFRS第13号は市場で観察可能な情報を優先使用することとなるため、注記される時価に差異が生じる可能性があり、時価算定プロセスの変更や社内規程類の見直しが必要となる可能性がある。(保険)
45. 現状の日本基準における金融商品時価開示における時価との関係を整理する必要がある可能性がある。例えば、金融商品の時価等に関する適用指針では貸出金・預金・借入金について、いわゆる再調達レートを用いたDCF法という、「入口価格」を想起させる例示が「出口価格」に準拠するかどうか検討することが必要となると考えられる。(銀行)

質問7：IFRS第9号を採用することによる影響

(全般)

46. IFRS第9号を採用することに伴う時価評価プロセスの追加によって、評価モデル

に関する会計方針の策定及び新たな評価モデルに基づく時価算定を行うためのシステム開発及び決算プロセスの整備が必要となる可能性がある。また、管理会計上の取扱い（月次管理を含む）やリスク管理上の取扱いの検討も必要となると考えられる。（銀行）

(商品別の影響)

株式及び出資金

47. 日本基準では、取得原価で評価されている非上場株式を評価する場合には、システム開発等の追加的負担が生じると考えられる。特に、評価にあたって客観性確保に困難が伴い、また、専門家による評価を行った場合には負荷が大きくなる可能性がある。（銀行、証券、保険）
48. 任意組合やパートナーシップ等についても公正価値評価することになる場合には、非上場株式と同様の追加負担が発生する可能性がある。（銀行、保険）
49. 金融資産の分類にあたっては、資本性金融商品の区分が必要になり、投資信託等に対する区分判定によっては、分類結果が現在の日本基準と異なる可能性がある。IAS 第 32 号「金融商品：表示」を日本基準にどのように織り込んでいくのかも検討が必要であると考えられる。（銀行）
50. OCI オプションを採用した株式について、OCI のリサイクリングを要求する場合には、日本基準のために減損判定を実施する必要等が生じる。また、IFRS 任意適用企業向けに、OCI のリサイクリングを行わず、減損を不要とする選択肢も残すことが考えられる。（銀行）
51. 日本基準で非上場株式の評価を求めない場合でも、IFRS 任意適用企業向けに、非上場株式の評価を行うことを選択肢として残すことが考えられる。（銀行）

債券

52. 日本基準では、私募債について時価を算出している場合もあるが、IFRS では償却原価測定となる可能性があり、時価評価プロセスの見直しが必要となる可能性があると考えられる。（銀行）
53. 業種別監査委員会報告第 21 号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」を根拠に、日本基準上、償却原価法で評価している国内債券については、(IFRS 第 9 号に基づく場合) 経常的に公正価値で測定される可能性があり、追加的な開示への対応が必要となる可能性がある。（保険）

デリバティブ

54. 日本基準において管理上の区分に基づき区分経理を行っている金融資産に含まれる組込デリバティブについて、仮に IFRS 第 9 号に基づく場合には、一体経理として FVPL 又は FVOCI に分類するため、どのように公正価値測定を行うかの検討及びレベル区分の判定作業が必要となる。また、複合金融商品の構成要素のうち、デリバティブ部分のみをヘッジする考え方の整理も必要となると考えられる。(銀行)
55. 国際的な会計基準のように公正価値オプションの適用が可能となれば、組込デリバティブの区分処理の煩雑さがなくなると考えられる。(証券)

(その他：初日損益に関する影響)

56. IFRS 第 9 号では、レベル 3 に区分される商品について、当初認識時の公正価値と取引価格の差額を繰延処理するとされているが、日本基準にはそのような規定がないため、このような規定が導入されれば、財務影響が大きいほか、管理負担も大きい。

なお、IFRS の実務において、繰延処理の対象となる金融商品は不明確であり、かつ繰延金額の算出方法等が明確に定義されていないことから、実際に日本に導入した際にどの金融商品を対象として繰り延べるかといった点は、議論していく必要がある。この点、今回の IFRS 第 13 号のレベル別区分を検討する際に、レベル 3 に区分される商品を具体的に議論していくことになると考えるので、それに合わせて議論を行うことで効率的な基準開発が可能になると考えられる。(銀行)

(その他：今後の進め方等)

57. IFRS 第 9 号に先行して IFRS 第 13 号を検討すること自体に異論はないが、IFRS 第 9 号を意識しつつ、将来、見直し等が発生しないよう慎重な検討を要望する。(銀行)
58. IFRS の金融商品会計は現行実務との乖離が大きく、会計のみならずリスク管理や経営戦略に至るまで広く経営管理の変更が相当程度発生する。IFRS 第 13 号の日本基準への導入検討は、金融商品の開示の IFRS 第 7 号や分類・測定等の IFRS 第 9 号とも密接に関係しており、経営管理の見直しやシステム対応の観点等からすると、これらを一体的に進めるほうが効率的であると考えられる。(銀行)
59. IFRS 第 9 号には、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と異なる部分や、長期投資を安定的に遂行する上での阻害要因となる部分が残されている。今後の検討においては、そうした点について、企業の経営管理や資本市場への影響を踏まえた十分な議論を実施することが不可欠である。(保険)

質問 8：その他

(検討の方向性に関するコメント)

時価の定義及びガイダンスの変更について

60. 時価の定義及びガイダンスを IFRS 第 13 号に整合させることによる影響範囲を明確にすることを要望する。まず、「金融商品に関する会計基準」等の改訂にとどめるのか、「固定資産の減損に係る会計基準」や「ストック・オプション等に関する会計基準」等を改定対象に含めるのか否かを明確にすることの検討を要望する。(銀行)
61. 銀行の自己資本比率規制等を契機に、日本でも市場データを用いた CVA/DVA の計測が進む見込みのため、市場データに基づく CVA/DVA の算出自体が追加的に大きな負担となる可能性は小さいと思われる。自己資本比率規制と会計との整合性を図るためには、会計基準が先行して市場ベースの CVA/DVA 導入に向けた検討を行い、銀行規制等による導入の前に、新会計基準を発効(適用開始)することが望ましいと考えられる。(銀行)
62. 過年度の財務諸表における時価を新たな定義にあわせて遡及修正することは、作業負担が膨大となる可能性があるため、過年度の財務諸表への遡及処理は、任意とすることを要望する。(銀行)

時価に関するレベル別開示について

63. IFRS 導入を義務付ける場合、各金融機関が一斉にシステムベンダーに開発依頼することに伴う混乱や相当なコスト(費用、人員等)が想定されることから、次の点を十分に配慮し、十分な準備期間(数年間)を確保できるよう、早期適用及び強制適用の時期を設定することを要望する。(銀行)
- (1) 銀行でのレベル別開示の実施には、システム開発も含めた相当の準備が必要であること
- (2) IFRS 第 13 号の適用後レビュー後の IASB の対応が、確定していないこと
- (3) IFRS 第 9 号と移行時期を合わせた方が、財務諸表利用者にとって分かりやすい開示になるとともに、移行負担を抑えられる可能性があること
64. レベル別開示については、一定の理解は可能も、レベル 3 の公正価値測定に関する開示については、作成負担に対応する便益が感じられない。(銀行)

- 65. 地域金融機関に当てはめた場合、作成負荷・コストと情報の有益性・比較可能性等を勘案すると導入の意義は低いと考えられる（特にレベル3の詳細開示）。（銀行）
- 66. グループ会社がIFRSや米国会計基準において、公正価値のレベル別残高開示を実施している場合、その情報をそのまま使用する取扱いを認めることが考えられる。（保険）

（その他の規制等との関係に関するコメント）

- 67. 財務会計だけではなく、監督会計に対応するためにも数多くのデータセットを用意しなければならないため、関係当局との間で、負荷軽減につながる監督会計との親和性という観点での意見交換を要望する。（保険）
- 68. 時価開示が増えることは、作成負担が高まるため、ASBJの所管外であることは理解しているが、連結計算書類の注記表（会社計算規則109条第1項第2号）の見直しも必要と考える。（銀行）
- 69. 税務上、企業が所有する上場有価証券の時価が帳簿価額に比べて50%以上下落し、会計上の減損処理が行われた場合において、当該事業年度の所得の金額の計算上、その評価損を損金算入することとされており、時価の定義が変更された場合には当該取扱いに影響が生じる可能性があると考えられる。（銀行）
- 70. 未決済のデリバティブは決済したものとみなし、財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（みなし決済損益額）を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされている。今後、CVAを時価に反映させる場合、その税務上の取扱いの検討が必要になると考えられる。（銀行）

（IFRSと日本基準の間における整合性確保に関するコメント）

- 71. IFRS任意適用の阻害要因を除去する観点から、特に金融商品の事後測定における時価について、IFRS第13号との整合性を確保すべきである。連結財務諸表にIFRSを適用した場合でも、個別財務諸表は日本基準で作成するため、事後測定に用いる時価の定義がIFRS第13号と乖離する場合、複数の簿価を管理する負荷が生じる可能性がある。（銀行）
- 72. 公正価値測定についてはIFRSと米国会計基準はほぼ同一であり、日本基準がこれらと整合的となれば、国際的な会計基準を適用する企業にとっては、実務上の負担が減ると考えられる。（証券）

(開示スケジュール及び頻度に関するコメント)

73. 公正価値測定に関する開示について、四半期、単体又は会社法に導入される場合、負荷は著しく増加すると考えられる。(銀行)
74. 現行の金融商品の時価開示においては、四半期決算時はその迅速性に配慮し著しい変動がない場合は開示不要とされているが、時価のレベル別の内訳の開示は、作業負担が大きく、四半期決算での開示は実務上困難であると考えられる。(銀行)
75. 仮に IFRS や米国会計基準で公正価値測定を実施している場合でも、非上場株式等の公正価値の測定方法については、45 日で決算発表を可能とするために、決算プロセス自体の抜本的な見直しが必要になると考えられる。(銀行)
76. 具体的な統一的解釈がなく、活発な市場か否かの判断が困難かつ時間がかかることから、比較可能性の向上に繋がる可能性及び 45 日決算発表の必要性を踏まえ、判断が不要な市場を明確にし、判断が必要な部分を減らした基準開発が必要であると考えられる。(銀行)
77. 米国の株式市場に上場しており、IFRS 又は米国会計基準にて開示を行っている金融機関であっても、米国における開示が 4 か月以内と規定されているのに対して、有価証券報告書の提出が 3 か月以内と定められていることから、作業スケジュールの前倒し等による作業負担の増加が見込まれる。また、IFRS 又は米国会計基準では年 2 回の開示のため、日本基準で四半期報告が求められることとなった場合は、実務負担が増加する可能性が高いと考えられる。(銀行)

(開示の有用性に関するコメント)

78. 国際会計基準との比較可能性のみならず、投資家にとって真に有用な情報は何かという有用性の議論をしっかりと頂くことを期待する。特にレベル 3 に関する情報については作成負荷が高く、必要という声に対し「どの情報が」「何の分析に必要か」まで踏み込んでヒアリング頂きたい。(銀行)
79. 国際的な整合性の観点のみならず、目的適合性の観点からの本質的な議論を期待する。IFRS を先行して導入している諸外国の事例も十分に踏まえる必要がある。(銀行)
80. バーゼル銀行監督委員会による金融機関に対する健全性強化の方針が固まり、各社の資本増強が進んでいる現状を踏まえると、IFRS の改訂の議論が始まった頃から環境が大きく変化していると考えられ、現状の開示が、投資家にとって十分とはいえないのか、議論を深める必要があると考えられる。特に、銀行のリスク管理上は、(日々個別に管理しているわけではないレベル 3 の商品を含む) 日々の公正価値変

動を管理し、その内容は法定開示書類（ディスクロージャー誌等）で投資家に示している。（銀行）

81. 期首残高から期末残高への調整表は、粒度が細かく経営管理にも使用していない。
82. 商品種類別や財務諸表項目別の定量的な感応度分析の情報は必ずしも有用とは限らないと考えられる。例えば、現物の金融商品をデリバティブでヘッジしていて、現物とデリバティブの両者ともレベル3に判定される場合、それぞれの財務諸表項目は異なるものとなるが、ヘッジを勘案してそれらを合わせて感応度を開示しなければ誤解を生じさせる可能性があると考えられる。（証券）
83. 作成者のコストと利用者のベネフィットを比較衡量しつつコンバージェンスを実施することを要望する。例えば、償却原価として認識する金融商品（一般的な貸付金等）は、純損益及びOCIに及ぼす変動が小さいと考えている。（保険）

ディスカッション・ポイント

財務諸表作成者に対するアウトリーチの結果について、ご質問又はご意見をいただきたい。

以 上

別紙：財務諸表作成者に対するアウトリーチの質問項目

質問 1：金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合の影響

現行の日本基準においては、以下の金融商品が貸借対照表上時価評価されています。

- 有価証券（上場株式、債券、ファンド等）
- デリバティブ資産・負債（上場先物・オプション、非上場デリバティブ）

上記の金融商品について、時価の定義及びガイダンスを IFRS 第 13 号と整合させた場合、時価が異なる可能性があると考えられる金融商品について、その内容をご教示ください。

また、IFRS 又は米国会計基準により財務諸表を作成している（又は IFRS を検討している）企業におかれましては、IFRS 又は米国会計基準による財務諸表を作成する際に、日本基準における時価を修正したもの（又は時価を修正する可能性があると考えたもの）について、差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか。

質問 2：金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合の追加的なご負担

質問 1 でご回答いただいた時価が異なる可能性がある金融商品について、仮に IFRS 第 13 号と整合した時価評価とする場合、入力数値に係るデータの入手又は整備、評価技法の変更に伴うシステム構築、部署間の連携も含めた決算プロセスの変更等が発生する可能性があると考えられます。

質問 1 において時価が異なる可能性がある金融商品について、仮に IFRS 第 13 号と整合した時価評価とする場合には、どのような追加的なご負担が生じる可能性があるとお考えでしょうか。

質問 3：金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合の経営管理への影響

質問 1 でご回答いただいた時価が異なる可能性がある金融商品について、仮に IFRS

第13号と整合した時価評価とする場合には、経営管理（財務数値（例えば、純利益や純資産）または資本規制）に、どのような影響を与える可能性があるとお考えでしょうか。

質問4：貸借対照表上時価評価されている金融商品のレベルごとの公正価値の残高開示に関する追加的なご負担

現行の日本基準において貸借対照表上時価評価されている金融商品（有価証券、デリバティブ資産・負債等）に関して、IFRS第13号と整合した公正価値ヒエラルキーのレベルごとの公正価値の残高を開示する場合、どのような追加的なご負担が生じる可能性があるとお考えでしょうか。

なお、IFRS第13号に関するIASBの適用後レビューに係る情報要請に関するアウトリーチ（当委員会事務局が実施）では、以下の項目の判断が困難となる可能性があるとの意見が聞かれています。

- 市場が活発か否か（市場における取引量の十分性）の評価（レベル1に区分されるか否か）
- 観察可能でない入力数値が重要か否かの評価（レベル3に区分されるか否か）

質問5：貸借対照表上時価評価されている金融商品のレベル3の公正価値測定に関する開示に対する追加的なご負担

現行の日本基準において貸借対照表上時価評価されている金融商品（有価証券、デリバティブ資産・負債等）に関して、以下のレベル3の公正価値測定に関する詳細な開示を行う場合には、どのような追加的なご負担が生じる可能性があるとお考えでしょうか。

（レベル3の公正価値測定に関する定量的情報）

- 重大な観察可能でない入力数値に関する定量的情報
- 期首残高から期末残高への調整表
- （期首残高から期末残高への調整表に含まれる）純損益に認識した金額のうち、期末日の残高から生じる未実現損益の変動に起因する額

- 定量的な感応度分析

(レベル3の公正価値測定に関する定性的情報)

- 企業の評価プロセス及び方針の記述
- 定性的な感応度の説明

なお、IFRS第13号に関するIASBの適用後レビューに係る情報要請に関するアウトリーチ(当委員会事務局が実施)では、特に以下の項目について、作成負荷が高いとの意見が聞かれています。

- 期首残高から期末残高への調整表

定量的な感応度分析

質問6：貸借対照表上時価評価されていない金融商品のレベルごとの公正価値の残高開示に対する追加的なご負担

現行の日本基準において貸借対照表上時価評価されていない金融商品(例えば、貸付金、借入金)に関して、公正価値ヒエラルキーのレベルごとの公正価値の残高を開示する場合、どのような追加的なご負担が生じる可能性があるとお考えでしょうか。

質問7：IFRS第9号を採用することによる影響

IFRSにより財務諸表を作成している(又はIFRSを検討している)企業におかれましては、IFRS第9号を採用した場合に、日本基準における金融商品会計より、時価評価の範囲が拡大又は縮小することにより、時価評価のプロセスの追加的な見直しが必要となる(又は必要となる可能性がある)とお考えのものがございましたら、差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか。

質問8：その他

その他、全体について、何かご意見があればお寄せください。

以上